

佐野市衛生センター精密機能検査業務委託

仕 様 書

令和7年5月

佐 野 市

第1章 総 則

第1節 委託業務名称

業 務 名：佐野市衛生センター精密機能検査業務委託

第2節 業務の目的

本業務は、佐野市（以下、「本市」という。）の佐野市衛生センター（し尿処理施設）について「廃棄物の処理及び清掃に関する法律 施行規則第5条」に基づく精密機能検査を行うことを目的とする。実施にあたっては、し尿処理施設の機能を保全するために、施設の現況、運転管理実績等を調査し、その結果を踏まえ維持管理基準及び設計基準と比較・検討し、処理負荷並びに処理機能の現況を把握するとともに、維持管理、設備・装置等それぞれについての総合評価を行うこと、並びに、施設を解体する場合の解体費用の概算金額を例示し、将来に掛かる経費を見込むことを目的とする。

第3節 委託期間

自 契約締結日から
至 令和8年 3月23日

第4節 適用範囲

本委託仕様書は、本市が実施する「佐野市衛生センター精密機能検査業務委託」に適用するものである。また本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的内容について定めるものであり、本業務受託者（以下「受託者」という。）は、本委託仕様書に定めのないものについて、業務遂行上必要と思われるものについては、本市と協議のうえ受託者の責任においてすべて完備しなければならない。

第5節 業務の内容

業務の内容は、第2章「特記仕様」による。

第6節 法令等の遵守

受託者は、業務の履行にあたり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「循環型社会形成推進基本法」などの廃棄物に関する最新の法令、規則、指針、マニュアル等を遵守しなければならない。

第7節 疑義の解決

受託者は、本仕様書の内容及び本仕様書に明示のないものについて疑義のあるとき、あるいは本業務を履行中に疑義を生じた場合は、すみやかに本市と協議を行い本市の意図を十分理解し業務を履行するものとし、業務等に支障が生じないようにしなければならない。

第8節 中立性の確保と秘密保持

受託者は、コンサルタントとしての中立性を確保するとともに、本業務の履行上知り得た秘密事項を第三者に漏らしてはならない。

第9節 業務内容の変更等

本仕様書の内容についての変更は認めないものとする。但し、本市が必要と判断した場合、本市と受託者による協議により、業務内容を変更する場合は、この限りではない。

また、成果品の中に本仕様書に適合しない箇所が発見された場合は、改善、変更、追加等を受託者の負担において行うものとする。

第10節 議事録及び報告書

受託者は、打ち合わせ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本市に提出し承認を得なければならない。

第11節 資料の貸与

本業務の遂行上、必要な資料の収集、調査、検討等は原則として受託者が行うものであるが、本市が所有し、貸出し可能な資料等はこれを貸与する。借り受ける場合は、そのリストを作成の上、本市に提出し、業務の完了とともに返却すること。

第12節 成果品の検査と納品

受託者は業務完了に際し、すみやかに業務完了報告書及び本委託仕様書に指定された提出図書一式を提出し、本市検査員による業務完了検査を受けなければならない。検査合格後、委託業務目的物引渡通知書を提出し、本委託業務の完了とする。

第13節 付 則

受託者は、業務の着手に際し、本市が定める次の書類を提出すること。

(1) 業務実施計画書

- (2) 業務責任者選任通知書
- (3) その他必要なもの

受託者は、業務の完了に際し、次の書類を提出する。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 成果品等
- (3) その他必要なもの

第15節 成果品等

- | | | |
|-------------------------|-----------------------------|------|
| (1) 精密機能検査報告書 | A 4 版【レザ [®] ック製本】 | 20 部 |
| (2) 上記原稿を納める電子媒体 (CD-R) | | 1 式 |
| (3) 議事録 | A 4 版 | 1 部 |

第2章 特記仕様書

第1節 施設の概要整理

施設名称：佐野市衛生センター

所在地：栃木県佐野市植下町 2550

処理能力：100kL／日

処理方式：受入前処理＋下水処理施設移送方式

脱臭設備：薬液洗浄＋活性炭吸着

竣工：昭和60年 3月

※基幹的整備事業 平成11年～平成15年

施設改造工事 令和3年～令和4年

第2節 協議、現地踏査

対象とする施設の現地踏査をするとともに、施設の管理担当職員から維持管理状況の聞き取りを行い、市と十分な協議を行う。

第3節 資料収集・整理

受託者は、本業務を進める上で必要となる資料の収集・整理を行うこと。
貸与した資料については、現在の運転管理上必要なものもあることから、貸与期間は協議すること。

第4節 書類調査

資料（運転実績資料等）収集・整理により、下記の事項について調査及び取りまとめを行う。

（1）施設の概要

処理方式、処理能力、処理工程、補修工事、改良工事等

（2）運転管理実績状況

搬入量、送泥量、電気使用量、諸薬品使用量等

（3）日常運転・作業状況

受入・貯留、脱臭等各処理工程ごとの日常運転・作業状況

（4）定期点検及び作業状況

清掃、設備・装置の補修、機器の交換、污水検査状況及び結果等

（5）管理体制

維持管理人員、資格取得状況、収集体制等

（6）その他必要な項目

第5節 設備及び装置等の調査

対象とするし尿処理施設の水槽、機械設備、建物等の構造物の状況を現地調査する。このとき、調査が必要となる使用していない部分の水槽、建物等は含めるものとし、損傷等の状況は写真撮影し、注釈を付け整理する。

- (1) 構造物調査
- (2) 機器設備調査
- (3) 電気計装設備調査
- (4) 配管及び弁設備調査

第6節 処理条件及び処理効果の検討

調査の結果に基づいて、それぞれの機能を設計基準値と比較・検討する。

第7節 設備及び装置等の所見

調査の結果に基づいて、設備及び装置等について「良」「要補修」「要交換」「要改造」の所見を行いその箇所を明確にすること。

- (1) 土木・建築物設備
- (2) 機械設備
- (3) 電気・計装設備
- (4) 配管・弁設備
- (5) その他

第8節 総括評価

調査の結果に基づいて、総合評価を行うとともに、施設の構造、設備及び維持管理上の改善点を抽出し、必要に応じその改善策についての検討を行うものとする。

第9節 施設解体費用の検討

資料や他自治体の事例を参考に、既設し尿処理施設の解体費用及び解体に必要な調査業務等の費用を例示する。このとき、具体的に基礎杭を残存する場合と基礎杭を撤去する場合等の概算費用も算出する。具体的な内訳として例示内容については、市と協議のうえ決定する。

佐野市衛生センターの概要

佐野市衛生センターは、昭和60年3月に低希釈二段活性汚泥法の処理能力1日当たり、220klの施設として建設され、し尿処理を行ってきました。その後、施設のより効率的な運営のため既存施設を利用し、令和3年、4年に施設内設備の一部改造工事を実施し、隣接する下水処理施設との汚水共同処理を行っております。

施設の名称	佐野市衛生センター	
所在地	〒327-0835 佐野市植下町2550番地 Tel 0283(24)8424 FAX 0283(24)8425	
処理区域	佐野市・栃木市（旧藤岡町及び旧岩舟町に限る）	
処理方式	受入前処理＋下水処理施設移送方式 ※既存建物は低希釈二段活性汚泥法	
処理能力	100kl/日（し尿25kl/日・浄化槽汚泥75kl/日） ※既存建物は、220kl/日（し尿195kl/日・浄化槽汚泥25kl/日）	
建物構造	鉄筋コンクリート造	
敷地面積	15,547㎡（内公園 約5,000㎡）	
建築面積	処理棟 管理棟 車庫棟	3,574.44㎡（延床面積4306.28㎡） 321.58㎡（延床面積604.54㎡） 312.00㎡（延床面積312.00㎡）
設備構成	受入貯留設備	ドラムスクリーン（細目） スクリーンプレス
	活性汚泥法処理設備（休止）	標準脱窒素処理（ステップ脱窒法）＋固液分離処理
	高度処理設備（休止）	凝集分離設備（加圧浮上）＋オゾン酸化設備＋砂ろ過設備
	消毒設備（休止）	塩素滅菌処理
	汚泥処理設備（休止）	汚泥濃縮設備＋汚泥脱水設備＋乾燥焼却設備
	脱臭設備	施設内臭気 →酸洗＋アルカリ水洗＋活性炭吸着
し尿等送泥先	佐野市水処理センター	

（令和7年4月1日現在）

佐野市衛生センター位置図



佐野市衛生センター平面図

